


# 産業構造審議会不正競争防止小委員会 検討事項（案）について

令和5年11月

経済産業省知的財産政策室

# 産業構造審議会不正競争防止小委員会における検討事項について

- 令和5年3月、不正競争防止小委員会での検討結果について「デジタル化に伴うビジネスの多様化を踏まえた不正競争防止法の在り方」として公表。
- その後、第211回通常国会において、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が6月7日に可決され、成立し、6月14日に公布された（令和5年法律第51号）。
  - デジタル空間における模倣行為の防止（不正競争防止法第2条第1項第3号）
  - 営業秘密・限定提供データの保護強化（①限定提供データの保護対象の見直し（第2条第7項）、②損害賠償額算定規定の見直し（第5条）、③営業秘密の使用等の推定規定の見直し（第5条の2）
  - コンセント制度による登録を受けた商標の不正競争防止法の適用除外規定等の追加（第19条第1項第3号等）
  - 国際的な営業秘密侵害事案における手続（裁判管轄、適用範囲）の明確化（第19条の2、第19条の3）
  - 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充（第21条第4項第4号等）

- 
- 改正法の施行は、「公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日」（附則第1条本文）とされているところ、令和6年4月1日からの施行を予定し、関係政令の整備等の施行準備を進めている最中。
  - そこで、改正法の内容について周知・啓発を進める上で、主な関係資料（外国公務員贈賄罪に関するものを除く）の改訂の方向性などについて検討・審議を行う予定。

## ■ 法律改正に伴って改訂が必要となる主な資料

- 逐条解説
- 限定提供データに関する指針、データ利活用のポイント集、データ利活用のてびき
- 秘密情報の保護ハンドブック
- 外国公務員贈賄防止指針

（※）この他、従業員向けの営業秘密に係る啓発パンフレットの新規作成も必要。

## 今後の予定

日程	議題
第23回（第1回） 11月1日 （本日）	<ul style="list-style-type: none"><li>● 今後の議題・スケジュール</li><li>● 令和5年不正競争防止法の一部改正と施行準備及び周知・啓発の取組状況（報告）</li><li>● 主な関係資料の改訂方針（案）<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「逐条解説」</li><li>・ 「限定提供データに関する指針」</li><li>・ 「秘密情報の保護ハンドブック」 など</li></ul></li></ul>
第24回（第2回） 11月28日	<ul style="list-style-type: none"><li>● 主な関係資料の改訂案<ul style="list-style-type: none"><li>・ 「限定提供データに関する指針」</li><li>・ 「秘密情報の保護ハンドブック」 など</li></ul></li><li>● 贈賄WG 審議経過報告（案）</li></ul>
（主な関係資料の改訂案に関するパブリックコメント）	
第25回（第3回） 令和6年1月29日	<ul style="list-style-type: none"><li>● パブリックコメントの結果と改訂内容のとりまとめ</li><li>● その他</li></ul>